

Ⅲ 次期プラン策定に向けた考え方

1 次期プランの方向性

平成 27 年度から、新しい教育プランに基づく 10 年間の取組がはじまります。ここでは、平成 26 年度に進める次期教育プランの策定プロセスにおいて、検討のベースとなる施策の方向性、策定のスケジュールなどを「次期プラン策定に向けた考え方」としてまとめています。

(1) 教育をめぐる社会状況

本市では、平成 17 年に策定した教育プランにおいて、「多様化する価値観の中で、子どもと大人が共に生き、一人ひとりがいきいきと輝く学習社会を創造する」「地域の学習のネットワーク化を支援し、地域教育力の向上へつなげる」の 2 つをプランの目標として、様々な施策を推進してきました。その結果、前述のとおり、「学習状況調査の結果を活用した確かな学力の育成」や「区の教育担当の配置によるきめ細やかで迅速な学校支援」など多くの施策を実施し、教育の充実を図ってきました。

また、社会全体としては、この間グローバル化や少子化・高齢化の進行、経済格差の再生産・固定化など社会状況が急激に変化しています。

一方、教育をめぐる状況に目を向ければ、自尊心の低下や将来への不安を抱えた子ども、家庭の養育環境等に問題を抱え、一人では解決困難な教育的ニーズを抱えている子どもが依然として多く存在しています。また東日本大震災により大切さが明確となった地域におけるつながりづくり等取り組むべき課題は残されています。

(2) 今後教育が果たすべき役割と本市の教育がめざすもの

教育が「個人・社会の発展の礎」を築く

このように変化が激しい社会において、そこに生きる自分が、夢や希望を持ち、充実した人生を送りたいと願うのは、人として自然なことです。そのために必要となるのは、どのような社会においても確実に生き抜く力、すなわち「いかに社会が変化しようとその変化に対応し、自立した個人として生きていく力」を、一人ひとりが確実に身に付けることです。そして、いま私たちが社会において直面している様々な課題を克服し、社会を持続的に発展させていくには、「自立した個人が互いの強みを生かしながら、協働して生きがいのある社会を自分たちで創りだしていく意識」を持つことが大切です。

これらの基礎を一人ひとりに確実に育むことが、今後、人と社会の礎を築く「教育」に求められる役割として特に重要であると考えられます。

以上のことから、次期教育プラン策定にあたっては、誰もが夢や希望を抱き、生きがいのある人生を送ることができることを願い、その礎を築くことを基本理念として据えるとともに、「自主・自立」「共生・協働」をキーワードとして、基本目標を次のように掲げていきたいと考えています。

自主・自立

自主・自立

■変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

共生・協働

共生・協働

■個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

(3) 施策の方向性

上記の本市の教育がめざすものを踏まえ、今後次期教育プランを策定するにあたり、次の方向性により施策内容を検討していきます。

学校教育

○子どもたちの社会的自立に向けて必要となる力や他者と協力しながら社会に参画する力を、小学校段階から系統的に育み、一人ひとりに人としての基軸となる力を培います。

→（施策の例）キャリア在り方生き方教育の推進など

○「学ぶ意欲」を大切にしながら、確かな学力、豊かな心、健やかな心身をバランスよく育み、一人ひとりの「生きる力」を伸ばしていきます。

→（施策の例）総合的な学力向上の取組、共生＊共育プログラムの活用推進、教育の情報化など

○障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちがいきいきと個性を発揮できるよう、子どもたちの心に寄り添い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行います。

→（施策の例）児童支援コーディネーターの専任化、支援教育の推進、いじめ防止基本方針に基づく取組など

○子どもたちが安心して気持ちよく活動できる教育環境づくりを進めます。

→（施策の例）通学路の安全対策、学校施設の再生整備、学校トイレの快適化など

社会教育

○自ら課題を見つけ、自主的に学び、その成果を活かすために必要な市民の「学ぶ力」を育み、市民の自治力の基礎を培います。

→（施策の例）市民館を拠点とした生涯学習の推進など

○社会教育の展開を通じて、市民の主体的な学びを通じた出会いを促進し、知縁に基づく新たな「絆」「つながり」づくりを支援していきます。

→（施策の例）社会教育振興事業の充実や地域で生涯学習の振興を担う人材の育成など

○地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう、地域における生涯学習の拠点づくりに取り組みます。

→（施策の例）地域の寺子屋事業、新たな管理運営手法による学校施設の有効活用など

2 次期プランの位置づけ

○教育の振興を総合的かつ体系的に推進し、今後目指すべき基本理念や目標などを実現するための計画として、教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画に位置づけます。

○新たな総合計画や新しい行財政改革の考え方との整合を図っていきます。

教育基本法（平成19年12月22日法律第120号） 抜粋

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 対象とする期間

次期プランの対象期間は、平成27年度から概ね10年間とします。

4 プランの対象分野

このプランにおいて対象とする分野は、教育委員会が所管する、市立の小・中・高・特別支援学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育とします。

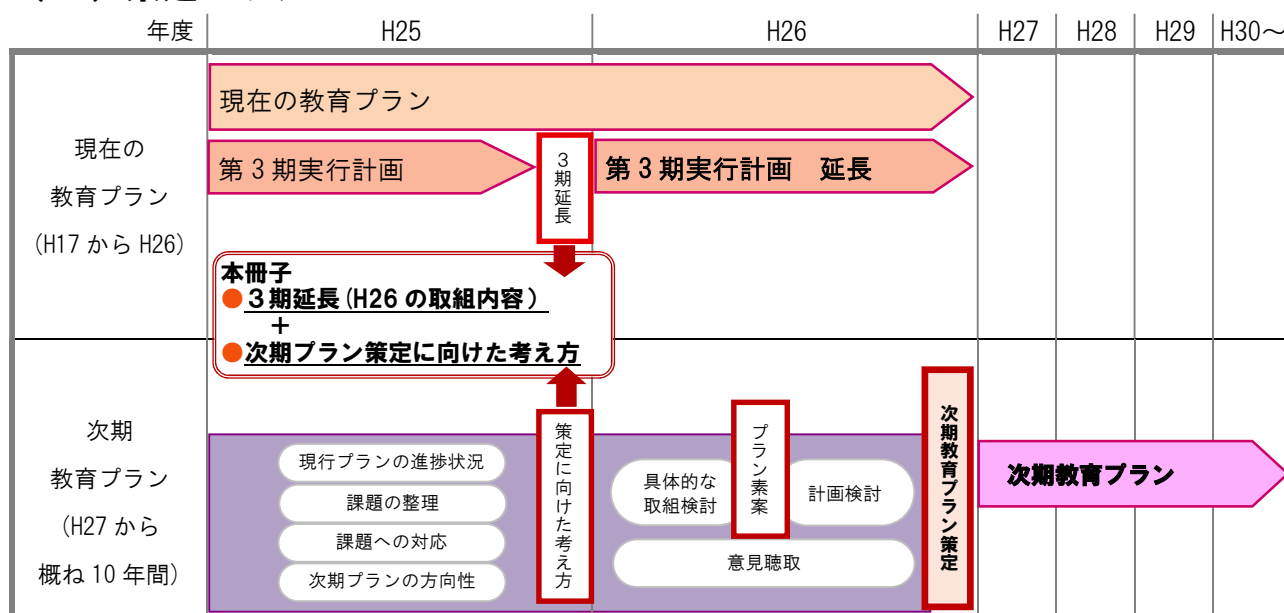
プランの対象分野に含まれない教育関連の課題で、局間横断的なものについては、今後策定する総合計画や他の政策領域別計画等に基づき、関係部局と連携しながら、対応に取り組んでいきます。

5 策定スケジュール及び策定体制

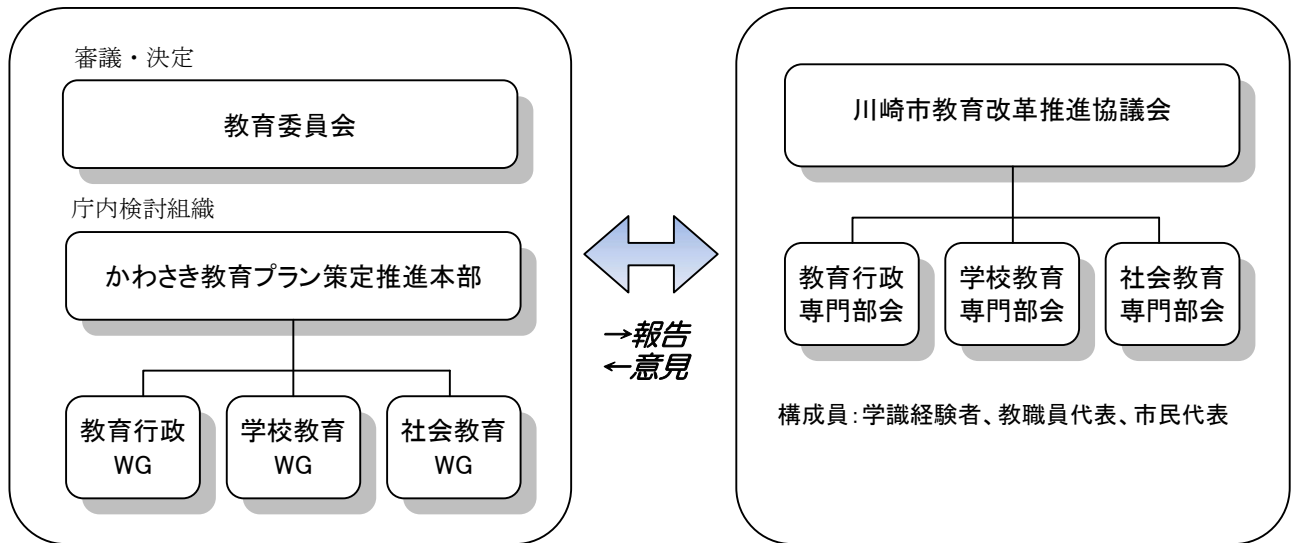
これまで、次期プランの策定に向けて、川崎市教育改革推進協議会において学識経験者や市民代表等から意見を伺いながら、かわさき教育プラン策定推進本部において検討を進めてきました。

1の方向性に基づき、今後、保護者・地域の皆様、教職員などから、様々な場面を通じてご意見をいただきながら、次期教育プランを策定していきます。

（1）策定スケジュール



(2) 策定体制



(3) 策定プロセスにおける参加・協働の考え方

- 教育プラン策定のプロセスにおいて、「対話」と「現場主義」をキーワードに多様な意見聴取を実施します。
- 「市民説明会」や「(仮称)教育フォーラム」など、広く市民の声を聴き取る手法のほか、子どもに一番近いところで教育を担う「保護者」「教職員」から直接意見を聴く機会を積極的に設けます。

